委託費と補助金の違い

委託費		補助金
双方の合意、反対給付を求める＝対価的性格		補助（一方的、反対給付なし＝助成的性格）
受託者 ⇔	国	→ 補助事業者
国	**実施主体定義**	補助事業者
「国の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費」つまり、国の本来業務を国に代わり受託機関が実施するもの。		「国の特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」。補助事業者の事業への財政援助の作用を持つ。
委託契約	**配分方法**	交付決定
民法上の準委任契約		行政行為
機関	**配分先**	個人、グループ、機関等様々
国の委託契約は、通常、機関と結ぶ。委託費については１００％機関契約。		制度により様々な形をとる。 （例：科研費は個人補助）
国	**資産の帰属**	補助事業者
所有権移転後に、国に帰属		ただし、適化法第２２条により、処分等について一部制約がある。
国	**知財の帰属**	補助事業者
ただし、産業技術力強化法（日本版バイ・ドール制度）第１９条により一定の条件を約する場合は、知的財産権を受託機関に帰属することができる。 なお、第三者（一部の移転を除く）に知的財産権を移転する場合は、承認が必要となる。		補助事業者に帰属 （所属機関の規定で機関帰属の場合もある。）
国の会計諸法規、及び私法上の契約と同様	**関連法規**	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（適化法）
事業内容は、甲乙両者の合意に基づく契約に縛られる。委託費については、その他経理事務執行について「事務処理要領」に基づいて執行する旨の条文が含まれている。		交付申請からその精算に至るまでの手続等、事務、事業の基本的な事項を法定したもの。具体的な条件等は、各省で定める補助条件又は補助金交付要綱などによる。 （例：科研費の取扱規定など）
科学技術試験研究委託費、戦略的創造研究推進事業等	**主な競争的資金の例**	科学研究費補助金、研究開発施設共用等促進費補助金（ＮＢＲＰ、創薬等支援技術基盤ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ、橋渡し研究支援、等）、等